

免許番号 共第216号

漁場の位置 美方郡香美町香住区境から下浜に至る間の地先

漁場の区域 次のA、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

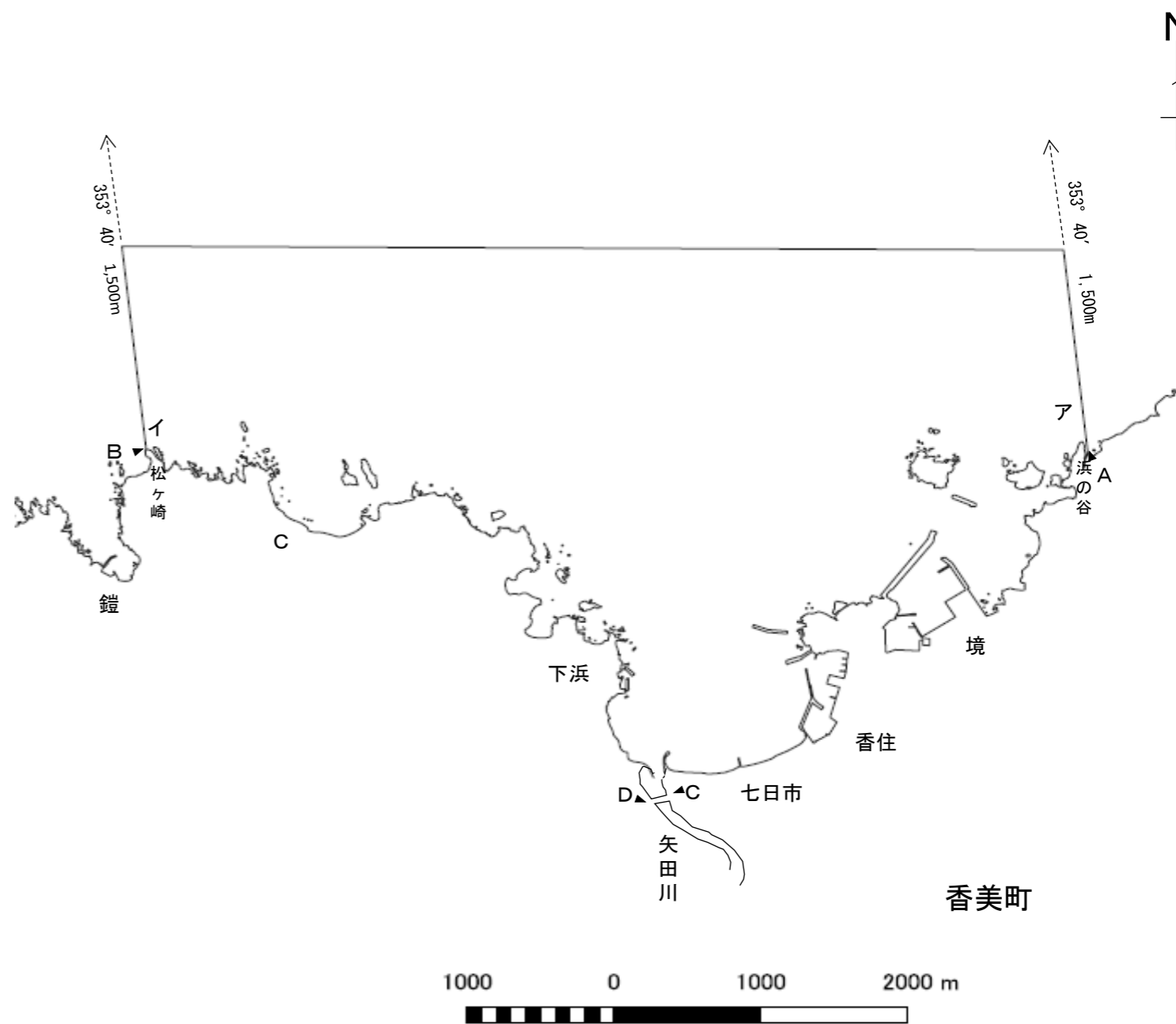
点の位置

A 美方郡香美町香住区沖浦長ツロ479番地と同郡同町香住区境今子谷632番地の1との界（浜の谷）  
 (北緯35度39.68分、東経134度38.91分)

B 美方郡香美町香住区下浜水ヶ浦1534番地と同郡同町香住区鑑松ヶ崎493番地との界（松ヶ崎）  
 (北緯35度39.66分、東経134度34.69分)

ア Aから353度40分1,500メートルの点  
 (北緯35度40.49分、東経134度38.80分)

イ Bから353度40分1,500メートルの点  
 (北緯35度40.46分、東経134度34.58分)



注1：方位は真方位、緯度・経度の座標は世界測地系を示す。  
 注2：括弧書きで併記している緯度経度座標は参考値を示す。

令和 5年 9月 1日免許  
 共 第216号 漁 場 図

表示

表示番号	漁場		別紙漁場図のとおり（漁場図つづり込帳 第 冊 丁）			免許年月日	令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期	漁業の種類	主な漁獲物	漁業時期	制限又は条件	
	1	2	いそ刺網漁業		3月1日から10月31日まで				な し
2		とびうお刺網漁業		5月1日から7月31日まで					
2		いかかご漁業		3月1日から8月31日まで					
2		雑魚かご漁業		3月1日から10月31日まで					
		以下余白		以下余白					
海区		但馬海区		免許番号	共 第 216 号			摘要	

表示番号	表示	漁業権区		入漁権区	
		順位番号	事項	順位番号	事項
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	美方郡香美町香住区若松747番地 但馬漁業協同組合 のための漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		